



# 離婚に関する市役所でのお手続きのご案内

令和6年4月25日作成 和光市

本紙に記載されている手続き一覧は、一般的な流れのご案内であり、個々のご事情によりさらにお手続きが必要となる場合がございます。詳細につきましては、担当する部署へお問い合わせください。

## 1. 離婚届について … 2ページ

- 不受理申出（自らが窓口に来て届出しない限り、届出を受理しないように申し出る制度）
- 離婚届を提出する
- 離婚の際に称していた氏を称する届

## 2. 離婚届が受理されたら … 2～4ページ

- 国民健康保険または後期高齢者医療保険
- 国民年金
- 厚生年金の分割請求
- 障害者手帳
- 障害者関係の手当・自立支援医療・心身障害者扶養共済制度
- 上水道および下水道の利用
- 犬の登録情報の変更

## 3. 離婚により、氏が変わる方について … 4～5ページ

- 印鑑登録
- 住民基本台帳カード
- マイナンバーカード
- 国民健康保険または後期高齢者医療保険
- 国民年金
- 介護保険
- 障害者手帳
- 障害者関係の手当・自立支援医療・心身障害者扶養共済制度

## 4. お子さまがいる方について … 6～8ページ

- 入籍届（子の戸籍を離婚後の母または父の戸籍に移す）
- 児童手当
- 住民税・所得税のひとり親控除および寡婦控除の申告
- 子ども医療費助成
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成
- ひとり親家庭等の自立支援事業
- 埼玉県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付
- ひとり親家庭の相談
- その他、お子さまに関しての諸手続き

⚠ 最新の情報は市のホームページや、各事務所のホームページ等をご確認ください ⚠

# 1. 離婚届について

## ◆不受理申出（自らが窓口に来て届出しない限り、届出を受理しないように申し出る制度）

### \* 申出人

申出をする本人（15歳未満の場合は法定代理人）

### \* 申出先

申出人の本籍地または任意の市町村役場（時間外窓口に申出したいときは、事前に申出先の市区町村へ確認をして下さい）

### \* 必要書類

申出書・本人確認書類

## ◆離婚届を提出する

種類	届出人	届出地	届出期間	共通に必要なもの	その他必要なもの	担当窓口
協議離婚	夫と妻	夫妻の本籍地 または所在地の 市区町村	確定後 10日以内	・窓口へ来られた方の 本人確認書類	調停調書の謄本または 和解調書の謄本または 認諾調書の謄本 ・審判書の謄本 ・確定証明書	市役所 1 階 戸籍住民課戸籍担当 ☎048-424-9111
裁判離婚 (調停・和解 ・認諾)	原則申立人					
裁判離婚 (審判・判決)						

※戸籍謄本の添付は令和6年3月1日から不要になりました

## ◆離婚の際に称していた氏を称する届

離婚届と同時に提出するか、もしくは離婚日（協議離婚での受理日または調停の成立、裁判の確定した日）から3か月以内に申請が必要です。届出人の本籍地、あるいは住所地の市区町村へお届けができます。

# 2. 離婚届が受理されたら

## ◆国民健康保険または後期高齢者医療保険

### \* 国民健康保険または後期高齢者医療保険に継続加入し、世帯分離により、ご自身が世帯主となる場合

お手続きの必要はありません。国民健康保険については後日、新しい保険証が原則住民票上の住所に送られます。また、後期高齢者医療保険については、新たに保険証を送付することはありませんが、一部負担金の割合が変更になる場合は新しい保険証を原則住民票上の住所に送付します。

### \* 配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れ、新たに国民健康保険に加入する場合

来庁でのお手続きが必要です。加入されていた健康保険組合が発行する『健康保険資格喪失証明書』および本人確認資料（運転免許証等）をお持ちください。

担当窓口（市役所 1 階）

● 国民健康保険・・・保険年金課 国民健康保険担当 / ☎048-424-9127

● 後期高齢者医療保険・・・保険年金課 年金後期高齢者医療担当 / ☎048-424-9151

## ◆国民年金

対象者	手続き内容	必要なもの	担当窓口
第3号被保険者の方	第3号から第1号への国民年金の種別変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳等の基礎年金番号が記載された書類</li> <li>配偶者の扶養をはずれた日を証明するもの（健康保険資格喪失証明など）</li> <li>本人確認書類</li> </ul>	日本年金機構 川越年金事務所 ☎049-242-2657 または 市役所1階 保険年金課 年金後期高齢者医療担当 ☎048-424-9151

### \*厚生年金を受給（加入）されている方へ\*

年金の加入状況により、お手続きの要・不要、お手続き期限等が異なります。  
 詳細はお早めに年金事務所へお問い合わせください。

#### 用語について

- 第1号被保険者・・・日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者や学生、無職の方
- 第2号被保険者・・・民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方（年収が130万円未満の人）

## ◆厚生年金の分割請求について

厚生年金の分割請求については原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内に行わなければなりません。  
 詳細については、和光市民の方は川越年金事務所へ、その他の方は日本年金機構のホームページをご確認ください。

#### 国民年金と厚生年金の違いとは？

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入。厚生年金は、会社などに勤務している人が加入。  
 国民年金の保険料は原則として全員が同じで定額。厚生年金の保険料は収入に対して定率（額は収入に応じて変わる）。

## ◆障害者（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉）手帳

### ◆障害者関係の手当・自立支援医療・心身障害者扶養共済制度

手帳所有者の氏（姓）・住所が変わる場合や、受給者等が変わる場合はお手続きが必要です。  
 詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口（市役所1階）

- 障害福祉課 障害支援担当・障害給付担当／☎048-424-9123

## ◆上水道および下水道の利用

上下水道の中止・使用者の変更をする場合や、給水装置（上水道）の所有者を変更する場合は担当窓口へご連絡ください。

担当窓口（市役所2階）

- 上下水道について・・・企業経営課 経営担当／☎048-463-2151
- 給水装置（上水道）の変更・・・水道施設課 給水担当／☎048-463-2153

### ◆犬の登録情報の変更

犬の所有者名（氏のみの変更も含む）及び犬の所在地に変更がある場合、30日以内に手続きが必要です。

詳しくは環境課ホームページをご覧ください。担当窓口までお問い合わせください。

※犬を連れて和光市外に転出する場合のお手続きについては、転入先の自治体までお問い合わせください。

担当窓口（市役所6階）

●環境課 環境推進担当／☎048-424-9118

## 3. 離婚により、氏に変更になる方について

### ◆印鑑登録

氏の印鑑登録を行っていた場合は、氏の変更により、印鑑登録証が使えなくなります。変更後の氏を使った印鑑を登録する場合には、再度登録のお手続きが必要です。

### ◆住民基本台帳カード・マイナンバーカード

#### \* 氏や住所の変更による券面記載事項変更

住民基本台帳カードもしくはマイナンバーカードを担当窓口までお持ちください。

#### \* マイナンバーカードの電子証明書について

氏の変更により署名用電子証明書が失効します。e-Taxでの確定申告など、今後も署名用電子証明書を利用する予定のある方は、お手続きが必要です。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

※住民基本台帳カードの交付・再交付は、平成27年12月28日をもって終了しました。なお、現在、お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限までご利用できます。

担当窓口（市役所1階）

●戸籍住民課 住民担当／☎048-424-9112

### ◆国民健康保険または後期高齢者医療保険

手続きの必要はありません。氏名・住所等の記載事項の変更については後日、原則住民票上の住所に新しい保険証が郵送されます。

担当窓口（市役所1階）

●国民健康保険・・・保険年金課 国民健康保険担当／☎048-424-9127

●後期高齢者医療保険・・・保険年金課 年金後期高齢者医療担当／☎048-424-9151

## ◆国民年金

### \* 氏名変更

姓（氏）が変わる場合、手続きの必要はありません。年金手帳の氏名欄をご自身で記載してください。

### \* 種別変更手続き（第3号被保険者から第1号被保険者へ変更）

手続きが必要です。年金手帳・社会保険離脱証明書など、配偶者の被扶養でなくなったことが確認できる書類を担当窓口までお持ちください。

担当窓口

●保険年金課 年金後期高齢者医療担当（市役所1階）／☎048-424-9151

もしくは

●日本年金機構 川越年金事務所／☎049-242-2657

## ◆介護保険

お名前・住所等の記載事項変更については手続きの必要はありません。後日、新しい保険証を郵送します。

担当窓口（市役所1階）

●長寿あんしん課 介護保険担当／☎048-424-9125

## ◆障害者（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉）手帳

## ◆障害者関係の手当・自立支援医療・心身障害者扶養共済制度

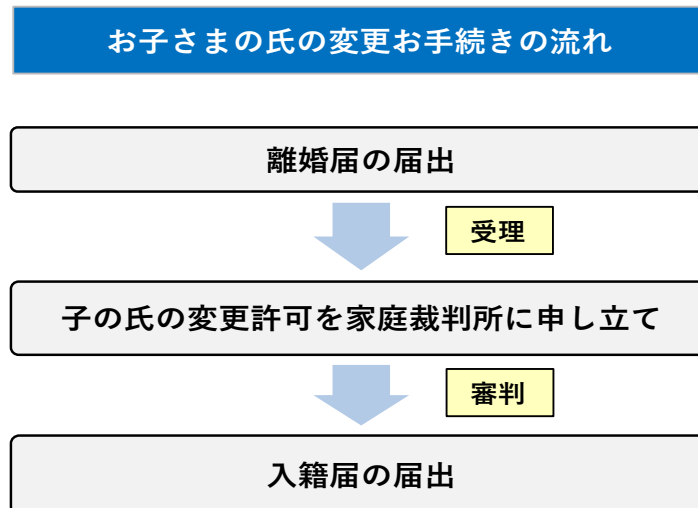
上記詳細については3ページをご確認ください。



## 4. お子さまがいる方について

### ◆入籍届（子の戸籍を離婚後の母または父の戸籍に移す）

父母が離婚し、例えば父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、まず家庭裁判所へ【子の氏の変更許可】の申立てをして、許可を得る必要があります。



家庭裁判所にて、子の氏の変更許可の審判がなされたら、入籍者（お子さま）の本籍地または届出人の所在地の市町村へ『入籍届』を届け出てください。（お子さまが15歳未満の場合は、親権者が手続きをします）

#### ※注意点※

\* 離婚の際、婚姻前の氏に戻した母（父）の戸籍に入籍すると、子の氏も母（父）の氏になります。

担当窓口（市役所1階）

●戸籍住民課 戸籍担当／☎048-424-9111

### ◆住民税・所得税のひとり親控除および寡婦控除の申告

税制面における支援として、納税者が税法上ひとり親や命婦に該当する場合に受けられる所得控除です。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口（市役所2階）

●総務部 課税課 住民税担当／☎048-424-9102

## ◆児童手当・子ども医療費助成

制度	手続きが必要なケース	必要なもの	担当窓口
児童手当	受給者が変わる場合 ※受給者及び児童の姓や住所が変わる場合は変更届が必要です。 ※公務員の場合は、勤務先へ届出が必要です。	<input type="checkbox"/> 申請者の銀行口座が分かるもの <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 共済組合に加入の場合は申請者の健康保険証	市役所 4 階 ネウボラ課 手当医療担当 ☎048-424-9140
子ども医療費助成 ※ (中学修了前まで)	受給者が変わる場合 ※受給者及び児童の姓や住所が変わる場合は変更届が必要です。	<input type="checkbox"/> 申請者の銀行口座が分かるもの <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証 <input type="checkbox"/> 乳幼児・子ども医療費受給資格証	

※令和 6 年 4 月 1 日から、全年齢対象（出生後または転入後～中学修了前）共通の受給資格証に変わりました。

## ◆児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等で 18 歳まで（一定の障害がある場合は 20 歳まで）の児童を養育し、受給要件を満たす方が対象です。  
詳細は担当窓口までお問い合わせください。

## ◆ひとり親家庭等の自立支援事業

ひとり親家庭の父・母の就業を支援するために、職業能力の開発等自立に向けた教育訓練を受ける場合、その費用の一部を助成します。（所得制限など諸要件があります。） 詳細は担当窓口までお問い合わせください。

## ◆埼玉県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする埼玉県の制度です。和光市が窓口となり、申請を受け付けています。  
詳細は担当窓口までお問い合わせください。

## ◆ひとり親家庭の相談

和光市では、母子・父子自立支援員を窓口に配置しています。ひとり親家庭になる方の生活上の困りごとや就労相談等、不安や困りごとがあれば、担当窓口までご相談ください。

担当窓口（市役所 4 階）

●ネウボラ課 手当医療担当／☎048-424-9140



◆その他、お子さまに関する諸手続き

その他制度など	手続きが必要なケース	必要なもの	担当窓口
保育園・小規模保育事業所等の利用	世帯状況を変更する場合	※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	市役所4階 保育サポート課 入所相談担当 ☎048-424-9130
	新たに入園を希望する場合		
学童クラブの利用	既に利用又は申請をしており世帯状況を変更する場合	※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	市役所4階 保育施設課 施設整備担当 ☎048-424-9131
	新たに入所を希望する場合		
小・中学校にかかる手続き	児童生徒の世帯主（保護者）を変更する場合	※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	市役所4階 学校教育課 学務担当 ☎048-424-9148
	親・子いずれかまたは両方の氏を変更する場合		
	就学援助制度の受給をしているまたは新たに申請する場合		
高等学校等にかかる教育費の修学支援	県立高等学校の入学金・学費の補助の申請をする場合	※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	各学校または 埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当 ☎048-822-5670
	私立高等学校の学費等の一部の補助の申請をする場合	※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	各学校または 埼玉県総務部学事課高等学校担当 ☎048-830-2725
	埼玉県高等学校奨学金（貸付）の申請をする場合	※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当 ☎048-830-6652
高等学校・短大・大学・高専・専修学校の学費の支援	日本学生支援機構奨学金の申請をする場合	※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	各学校の奨学金窓口
子育て通訳サポート	子育て中の外国籍家庭が幼稚園・保育園・学校の説明会や懇談会などにおいて通訳が必要な場合	有償ボランティア ※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。	NPO法人わこう子育てネットワーク ☎080-5510-7580

